

✿子育て家庭への手当・助成

児童手当



- ▶支給対象  
0歳から中学校修了前（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している人  
※所得制限により支給額が変わります。
- ▶支給額  
児童1人に付き月額  
【所得制限未満の場合】  
3歳未満：15,000円  
3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）  
中学生：10,000円  
【所得制限以上の場合】 5,000円

特別児童扶養手当

- ▶支給対象  
重度障害児（※1）、中度障害児（※2）または内部障害があり、病状が重度障害児または中度障害児と同等の障害と認められる児童  
※1 … 身体障害者手帳1級～2級（内部障害を除く）、愛護手帳Aまたはこれらと同程度の障害がある児童  
※2 … 身体障害者手帳3級または4級の一部（いずれも内部障害を除く）、愛護手帳Bの一部またはこれらと同程度の障害がある児童  
※所得制限があります。
- ▶支給額  
児童1人に付き月額 【重度障害児の場合】 52,500円  
【中度障害児の場合】 34,970円

子ども医療費助成



中学生までの子どもに係る医療費の全額を保護者に助成します。

- ▶支給対象  
市内に住所を有し、各種医療保険に加入している0歳から15歳の児童（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）  
※所得制限があります。ただし、国民健康保険加入の乳児（1歳の誕生日末日まで）の保護者には所得制限がありません。
- ▶支給額  
入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）の全額

✿ひとり親家庭などへの支援

児童扶養手当

- ▶支給対象  
離婚などの理由により、ひとり親として児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）を監護している母、児童を監護し生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している人  
※所得制限があります。
- ▶支給額  
児童1人に付き月額（目安）  
【全部支給の場合】  
児童1人の場合：43,160円  
2人の場合：53,350円  
【一部支給の場合】（所得制限による）  
児童1人の場合：10,180～43,150円  
2人の場合：15,280～53,330円  
※児童が3人以上の場合はお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成

- ▶支給対象  
次のいずれかに該当する人  
① ひとり親家庭の父または母と児童（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）  
※父または母と児童のいずれも市内に住所を有する人  
② 父母のいない児童
- ▶支給額  
入院や通院などに係る医療費（入院時食事療養費、保険適用外の費用を除く）  
【児童】 自己負担額の全額  
【父または母】 自己負担額のうち、医療機関ごとに、1カ月に付き1,000円を超えた額（処方箋が発行された場合は、病院と薬局の合計から1,000円を超えた額）



高等職業訓練促進給付金

- ひとり親家庭の父または母が、看護師などの資格取得のため、養成機関で1年以上の修業をする場合に支給されます。
- ▶支給対象  
市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母  
※対象となる資格については、お問い合わせください。  
※所得制限があります。
- ▶支給額 月額 【市民税非課税世帯】 100,000円  
【市民税課税世帯】 70,500円

自立支援教育訓練給付金

- ひとり親家庭の父または母が、雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講することを支援するために支給されます。
- ▶支給対象  
市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母  
※教育訓練受講前に事前相談が必要となります。
- ▶支給額  
入学金と受講料の合計の60%（上限200,000円）

✿その他の支援

特定不妊治療費助成

- ▶支給対象  
特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を受ける夫婦で、県の助成を受けた市内に住所を有する人
- ▶支給額  
治療に要した費用から県の助成額（※）を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額（上限100,000円）  
※治療内容に応じて150,000円（初回申請に限り300,000円）または75,000円



※いずれの支援も、支給を受けようとする人が申請し、認定されないと受給できません。詳しくは、こども支援課へお問い合わせください。

4月1日から 保健センターに **子育て世代親子支援センター** を開設します

子育て世代親子支援センターでは、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター事業」と児童虐待の未然防止を図る「こども家庭相談センター事業」で安心して出産・子育てができるよう一体的な支援をします。  
専門の職員を配置していますので、妊娠・出産・育児の不安など一人で抱え込まずに気軽にご相談ください。

子育て世代包括支援センター事業

問 ☎ 6797

妊娠・出産・産後・育児に関する相談に応じます。

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦訪問や相談  
妊娠中の体のこと、不安なことなど
- 産後ケア事業  
産後の体調不良、育児に不安がある人への支援
- 赤ちゃん訪問  
赤ちゃんの授乳やお世話の仕方、発育・発達など
- 育児相談  
赤ちゃんのあやし方、上の子への関わり方、サポートしてくれる人の紹介など



こども家庭相談センター事業

問 ☎ 6734

子どもに関する家庭全般の相談・虐待への相談に応じます。

- 子育ての不安についての相談  
・子どものことでイライラする  
・子どもをついたたり怒鳴ったりしてしまう  
・精神的に不安定で子どもの面倒を見れないので、一時的に子どもを預かってほしい
- ご近所のことについての相談  
・子どもの泣き声がいっぱい聞こえる  
・子どもの衣服や体が不潔である  
・子どもに不自然なあざがある  
※旧こども子育て支援課から場所を移動しました。

